

FLAT ARENA スケートリンク貸切り利用規約

第1条(利用目的)

アマチュア氷上競技の練習、試合その他氷上レクリエーション等で参加者、観覧者等から入場料を徴取しないものとします。

第2条 (利用時間)

貸切りのご利用時間 (1.5 時間単位) は、事前にご予約いただいた時間内とします。貸切りのご利用開始から終了までの時間以下「貸切り時間」といいます)内の貸切り利用代金は、所定の貸切り利用料金に含まれておりますが、貸切り時間を超過した場合、追加料金をいただきます。ただし、貸切り時間の延長に応じられない場合があります。

第3条 (入退場時間)

FLAT ARENA 内への入場は、貸切り時間開始 60 分前からとし、貸切り時間終了後は原則 60 分以内に FLAT ARENA 内から退出してください。

第4条 (予約及び申込み手順)

1. 利用開始月から3ヶ月前より FLAT HACHINOHE 予約システムにて受付を実施いたします。
2. 利用日の8日前(当該日が銀行休業日のその前日)までに貸切り利用代金を下記の口座にご入金ください。ご入金を確認できない場合、ご予約は無効となります。

【一般貸切り枠でお申込みの方】

東邦銀行郡山営業部(普)2408001 XSM FLAT 八戸カブ TK 口

【八戸市多目的アリーナ条例枠でのお申込みの方】

青い森信金駅前通支店(普)0540216 クロススポーツマーケティング(カブ)

3. 振込人名義は、必ず登録者ご本人のお名前と ID 番号としてください。
4. 振込手数料は、ご負担ください。
5. 領収書の発行は、事前に要請がない限り、原則として発行いたしかねます。

第5条 (貸切り料金)

別途利用料金表を参照ください。

第6条 利用料金の返金

【貸切枠】

貸切利用料金ご入金以降に、予約をキャンセルされる場合は貸切り利用代金の返金は、出来ません。

【八戸市多目的アリーナ条例枠】

既に納めた利用料金は返金しません。ただし、次の場合は利用料金納の一部または全額を返金します。

災害やその他不可抗力により使用できなくなったとき 既納の利用料金の全額

公益上やむを得ない理由が生じたとき 既納の利用料金の全額

使用開始期日 7 日までに八戸市スポーツ振興課へ「FLAT ARENA 等使用中止届」が出されたとき 既納の利用料金の 5 割

第 7 条 転貸

貸切り時間の転貸は、原則認めないものとします。無断での転貸の場合は、当該貸切団体にペナルティとして該当貸切り料金の 2 倍の金額を請求できるものとします。

第 8 条 (損害賠償)

貸切り使用者の責により、FLAT HACHINOHE の施設、備品等に破損が生じた場合、その損害を修復するための、損害賠償金を貸切り使用者にお支払いいただきます。

第 9 条 利用上の注意

1. スケート靴、防具、その他手荷物、貴重品等は各団体にて管理徹底し FLAT HACHINOHE は、その責任は 負わないものとします。
2. 救急箱を含む備品は必要に応じ、各利用団体がその準備をするものとします。
3. 転倒や接触によって生じた事故、負傷については自己責任となります。応急処置は行いますが、一切の責任を FLAT HACHINOHE は負わないものとし、いかなる場合においても FLAT HACHINOHE は、後日対応はしないものとします。。
4. 氷上での飲食及び飲酒は一切禁止します。
5. 駐車場は所定の場所以外の使用は行わないことし、駐車場内での事故等の責任は、利用団体の責任者が負うものとします。
6. 各団体は集合場所や荷物置き場、ミーティング場所、ウォームアップ等によりアイスアリーナ場外を利用する場合は、近隣住民、他駐車場利用者等へ配慮し、事故、苦情については、利用団体の責任において、処理するものとします。
7. 氷上以外での（場内外敷地、駐車場）でのスティック及びパックの使用は一切禁止とします。
8. 安全上の理由により、整氷車が完全に氷上から上がり、扉が閉まるまで貸切り利用者が氷上に上がり、パックや物を投げ入れることを禁止とします。また、整氷車が氷上内にある間は、貸切り利用者がフェンスの上に物を（上着、ドリンクボトル、その他）を置くこ

とも禁止とします。

9. 貸切終了後、速やかに忘れ物、落し物等の確認をし、ゴミを場内の所定のゴミ箱に分別します。但し、破損したスティック、大型ゴミについては各団体に持ち帰ることとします。また、ベンチ等の施設備品を使用したい場合は FLAT HACHINOHE スタッフに許可を得ることとし使用した施設備品は 使用后、現状復旧をすることとします。
10. ベンチにスケート靴のままで上がらず、氷上、リンクサイドに唾、ドリンク類を吐かないこととします。
11. FLAT HACHINOHE 敷地内での喫煙を禁止とします。
12. ゴールポスト、コーナーマットの準備片付けは利用団体が責任をもって、丁寧に扱うものとします。特に、終了時の片付けにおいては、次の団体の為の限られた整氷時間の都合上、速やかに行うものとし、 ゴールポストを倒す場合においては静かに行うものとします。
13. 許可なくして印刷物、ポスター等の配布、または掲示することは禁止します。
14. 所定の場所以外において火気を使用することは禁止します。
15. 本規約に著しく反する団体は利用のお断りする場合があります。

第 10 条 次に該当すると FLAT HACHINOHE が、判断する場合、貸切りの利用をお断りする場合があります。その場合、既に貸切り利用代金が振り込まれていても、その返金は致しません。

1. 利用の目的または内容が公の秩序または善良な風俗に反すると認められる場合。
2. 利用の内容または方法が施設及び設備若しくは用具を毀損する恐れがあると認める場合
3. 施設の管理上必要があると認められる場合。
4. 危険物等他の利用者が迷惑するような物品を持ち込む恐れがある場合。
5. 他の利用者が迷惑するような服装または行為をする恐れがある場合。
6. 飲食物その他の物品を販売、又は陳列をしようとする場合。
7. 暴力団、暴力団関係企業・団体、過激行動団体、その他反社会組織（以下「暴力団」と称します。）又は暴力団等の関係者である場合。
8. 暴力団等又は暴力団等の関係者が事業活動を支配する法人、その他の団体である場合
9. 法人であって、その役員のうち暴力団等の関係者がある場合。
10. 麻薬等の薬物を服用していると思われる者や喫煙、飲酒をする未成年者。
11. 他人に迷惑を及ぼす恐れのある者。
12. その他、法律に違反している者。
13. 酒気を帯び、錯乱状態の者。
14. 当施設の管理運営上支障があると認められるとき。

15. 当施設の利用目的が当施設の運営目的とかけはなれた使用を希望する者。

16. 利用上の規則を守らない者等。